



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*15 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 514 平成29年度和歌山県CMS構築業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (広報課) 2
- 515 応急入院指定病院の指定 (障害福祉課) 4
- 516 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 4
- 517 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 4
- 518 " (") 5
- 519 保安林の指定 (森林整備課) 6
- 520 " (") 7
- 521 保安林の指定施業要件の変更 (") 7
- 522 " (") 8
- 523 公共測量の終了 (技術調査課) 8

○ 公告

入札公告 (広報課) 8

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月11日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(平成29年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2町長部局の項中「副課長」を「副課長 副室長」に改める。

別表第7教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

別表第8教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 企画員」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第7教育委員会事務局の項の改正規定は、平成29年4月20日から施行する。
- この規則による改正後の別表第2及び別表第8の規定は、平成29年4月1日から適用する。

告 示

和歌山県告示第514号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度和歌山県CMS構築業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度和歌山県CMS構築業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第177条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 過去5年以内に、国、都道府県又は市町村において同種同規模の契約の履行（完了）実績が2件以上あり、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(10) 3のシからセまでに規定する資格を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- キ 個人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない住民票
- ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- ケ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税科目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- サ 2の（9）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- シ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））の認証取得を証明する登録証その他のものの写し
- ス 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の認証取得を証明する登録証その他のものの写し
- セ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の付与を証明する登録証の写し
- (2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年4月11日（火）から同年5月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年4月11日（火）午前9時から同月20日（木）午後5時までの間に和歌山県知事室広報課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成29年4月11日（火）から同年5月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては平成29年5月8日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県知事室広報課
- 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 和歌山県庁本館3階
- 郵便番号 640-8585
- 電話番号 073-441-2034
- ファクシミリ番号 073-423-9500
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年5月22日（月）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第515号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	指定期間
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町大字庄31	平成29年4月1日～平成32年3月31日
医療法人郷の会紀の郷病院	伊都郡九度山町九度山113-6	平成29年4月1日～平成32年3月31日
医療法人田村病院	和歌山市小倉645番地	平成29年4月1日～平成32年3月31日
国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	平成29年4月1日～平成32年3月31日
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	平成29年4月1日～平成32年3月31日

和歌山県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011400557	シェアスマイル	海南市山崎町三丁目3-680	自立訓練（生活訓練）	特定なし	株式会社シェアタイム	海南市山崎町三丁目3-680	平成29.4.1

和歌山県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター那賀店
和歌山県紀の川市名手市場434

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

未定

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

4 変更年月日

平成29年3月27日

5 変更した理由

未定小売業者が決定したため

6 届出年月日

平成29年3月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年4月11日から同年8月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月11日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター那賀店
和歌山県紀の川市名手市場434
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更する事項
 - (1) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 104.5m² (コメリ本棟建物北側)
60m² (SM棟建物北側)
合計164.5m²
(変更後) 104.5m² (コメリ本棟建物北側)
61.43m² (SM棟建物北側 位置の変更あり)
合計165.93m²
 - (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 30.24m³ (コメリ本棟建物西側)
15m³ (SM棟建物北側)
合計45.24m³
(変更後) 30.24m³ (コメリ本棟建物西側)
15.9m³ (SM棟建物北側 位置の変更あり)
合計46.14m³
- 4 変更年月日
平成29年7月1日
- 5 変更する理由
建物形状の変更に伴う、施設配置の変更のため。
- 6 届出年月日
平成29年3月27日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)
紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年4月11日から同年8月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第519号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字古田1667の1、1667の2
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷日浦畑1271、字宮ノ谷ノ内境目谷1272、字宮ノ谷奥北原1273の1、1273の2、字宮ノ谷南原津夫瀬谷1276（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷南原助蔵谷1277（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷南原1278の1・1278の2・1279の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月1日から平成29年3月3日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市全域

公 告

入 札 公 告

平成29年度和歌山県CMS構築業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年4月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成29年度
 - (2) 業務の名称
平成29年度和歌山県CMS構築業務委託
 - (3) 仕様等
平成29年度和歌山県CMS構築業務仕様書のとおり
 - (4) 業務期間
契約締結日から平成30年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第514号に規定する平成29年度和歌山県CMS構築業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県知事室広報課

(2) 期間

平成29年4月11日（火）から同年5月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書に対して質問がある者は、平成29年4月11日（火）午前9時から同月20日（木）午後5時までの間に和歌山県知事室広報課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

イ 入札日時

平成29年5月23日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年5月22日（月）午後5時までに和歌山県知事室広報課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県知事室広報課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県知事室広報課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県知事室広報課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034（直通）

ファクシミリ番号 073-423-9500

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Development of Wakayama Prefectural Web Site Contents Management System
- (2) Date and time for tender :
2:00 p.m. 23 May 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 22 May 2017)
- (3) Contact point for the notice :
Public Relations Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2034
FAX 073-423-9500